

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条を次のように改める。

第 1 条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

副 市 長	担 任 事 務
星 川 副 市 長	環境政策局，行財政局（財政部及び税務部を除く。），総合企画局，文化市民局（市民生活部に限る。），保健福祉局，区役所，区役所支所及び上下水道局に属する事務並びに市会，人事委員会及び監査委員に関する事務
細 見 副 市 長	文化市民局（市民生活部を除く。）及び産業観光局に属する事務並びに教育委員会，選挙管理委員会及び農業委員会に関する事務
由 木 副 市 長	行財政局（財政部及び税務部に限る。），都市計画局，建設局，会計室，消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず，コンプライアンス及び人材活性化に関する事務は星川副市長が，南部開発，市立病院，国際交流及び地球温暖化対策に関する事務は細見副市長が，危機管理，新基本計画，国家戦略としての京都創生，財政再建及び歩くまち京都に関する事務は由木副市長が担任する。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。